

安 平 町 耐 震 改 修 促 進 計 画
(案)

平成30年3月

北 海 道 安 平 町

目 次

1. 計画の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 安平町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 安平町における地震の想定と地震動評価・・・・・・・・	4
4. 民間住宅・建築物の耐震化の現況と目標・・・・・・・・	13
5. 公共建築物の耐震化の現況と目標・・・・・・・・	22
6. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組み方針・・・・・・・・	29
7. 安平町の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策・・・・・・・・	32
8. 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について・・・・・・・・	35
9. 計画の推進に関する事項・・・・・・・・	36
《付録》揺れやすさマップ・・・・・・・・	37

1. 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

安平町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、平成 25 年 11 月に改正された「建築物の耐震改修に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、安平町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため策定するものである。

また、本計画は、平成 28 年 5 月に北海道が策定した「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、大地震が発生した場合に建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するため、町内に現存する建築物の耐震性の向上を戦略的に図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とする。

(2) 計画の内容

計画の内容は、北海道耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、安平町の状況を踏まえ、住宅や建築物の耐震化目標、揺れやすさマップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や公共施設の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より本町の状況に配慮した内容とする。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 3 月 25 日、国土交通省告示 529 号、以下、「基本方針」という。）における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標年度、及び北海道耐震改修促進計画の計画期間との整合性を図るため、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を前期、平成 33 年度から平成 39 年度までの 7 年間を後期とする計 10 年間とする。

なお、社会情勢の大きな変化や新たな施策の実施、耐震化の進捗状況等を踏まえ、前期終了後に見直しを行うこととする。

(4) 計画策定のポイント

安平町においては、近年大地震による大きな被害を受けていないこともあり、住宅や建築物の耐力に対する町民の危機意識が低い状況にある。しかし、平成 28 年 4 月の熊本地震では、平成 8 年に現在の気象庁震度階級が制定された以降初めて一連の地震で震度 7 が 2 回観測され、建築基準法改正の昭和 56 年以前に建設された木造家屋を中心に被害が広範に発生するなど、近年の地震被害はより一層深刻化している。

このような状況を鑑みると、安全で安心な暮らしを実現するためには、住宅・建築物の耐震化の状況や避難経路等について状況を把握し、耐震診断や耐震改修に係わる情報提供を行い、耐震性の向上についての普及啓発を図る必要がある。

また、公共施設については、災害時の避難所となるため率先して耐震化を図る必要があり、本計画に基づき計画的かつ効率的に耐震対策を実施し、町民の防災意識の向上や防災に係わる基盤づくり、町民の人命と財産とを守る仕組みづくりの検討を行うこととする。

2. 安平町の概要

(1) 位置と地勢

安平町は、北海道の南西部に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に隣接している。道都札幌市から約 50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約 20km に位置し、交通の便の良い地域といえる。町の面積は 237.16 km²であり、うち、可住地面積は 117.99 km²となっている。

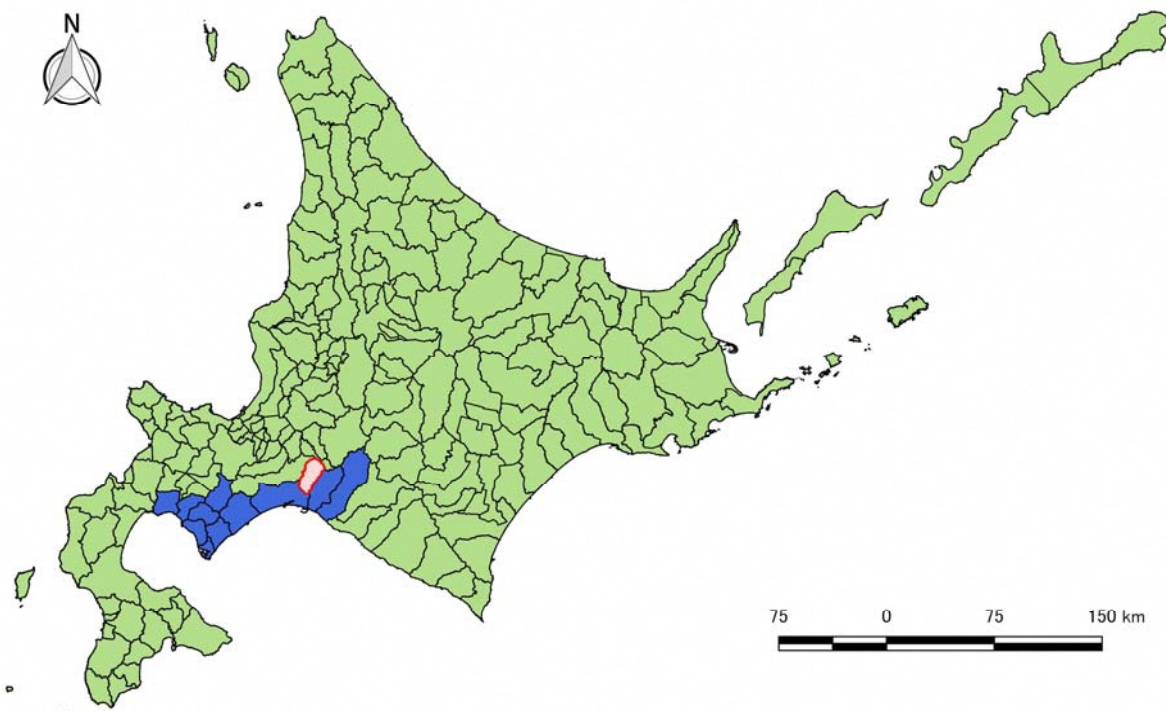


図2-1 安平町の位置

(2) 町の概要

安平町の歴史は、明治 22 年に植苗村美々からフモンケ（現在の安平町早来富岡）に入植・開墾が行われたことにより始まる。また、同年には室蘭線と夕張線の鉄道施設を建設するために工事関係者の入植が始まり、明治 25 年に室蘭線・夕張線が開通、現在の追分に両線の分岐点として停車場と機関庫が設置されたことにより、鉄道関係者の定住が進んだ。

一方、鉄道の開通は開拓も促進し、農業関係者の移住も進み、農林業、馬産業が発展するほか、商工業も人口の増加に伴い立地が進み、町として形が整った。

その後、明治 33 年に植苗村と勇払村の一部が分村して安平村となり、現在の早来に戸長役場が置かれた。明治 39 年には二級町村制が、大正 12 年には一級町村制が施行され、昭和 27 年には追分村が分村、翌 28 年に町制が施行され追分町が誕生した。また、分村後の安平村は昭和 29 年に名称変更して早来村に、その後、昭和 32 年に町制が施行され早来町となった。

そして、平成 18 年に早来町と追分町が新設合併し、現在の安平町が誕生した。近年では、新千歳空港や道都札幌にも程近いといった立地条件を活かし、産業振興と定住人口の拡大に努めるなど、潜在的な可能性の高い地域として今後の発展が期待される。

(3) 人口・世帯数

昭和 35 年に約 14,500 人を数えた人口は、合併直前の平成 17 年には約 9,100 人、平成 27 年には約 8,100 人と減少傾向が続いている。

一方、世帯数については、昭和 35 年に約 3,000 世帯であったものが、平成 12 年までに約 3,800 世帯に増加した。その後、緩やかな減少傾向を示しながら、平成 27 年には約 3,700 世帯となっている。人口減少が続く中、世帯数が微減に止まっており、1 世帯当たりの少人数化が進んでいることが読み取れる。

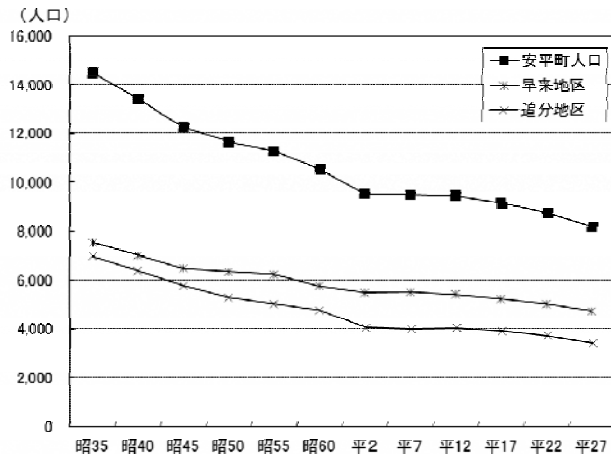


図2-2 安平町の人口推移

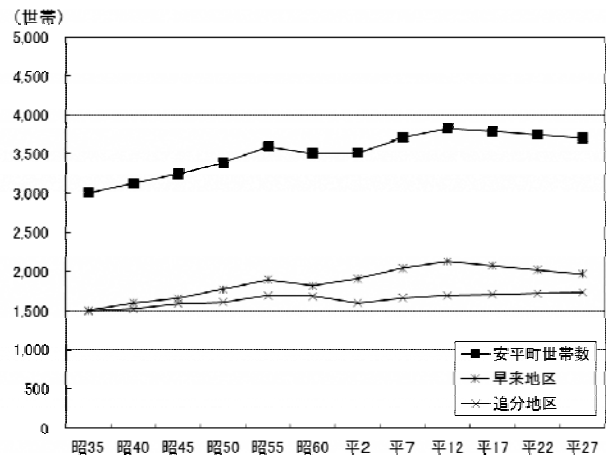


図2-3 安平町の世帯数推移

表2-1 安平町の人口・世帯数

	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平27
安平町人口	14,485	13,383	12,242	11,633	11,258	10,526	9,519	9,484	9,438	9,131	8,726	8,148
早来地区	7,520	7,004	6,478	6,347	6,234	5,760	5,474	5,504	5,407	5,225	5,015	4,737
追分地区	6,965	6,379	5,764	5,286	5,024	4,766	4,045	3,980	4,031	3,906	3,711	3,411
安平町世帯数	3,004	3,124	3,251	3,387	3,594	3,506	3,513	3,712	3,829	3,788	3,747	3,706
早来地区	1,506	1,601	1,661	1,778	1,898	1,820	1,913	2,047	2,133	2,078	2,023	1,968
追分地区	1,498	1,523	1,590	1,609	1,696	1,686	1,600	1,665	1,696	1,710	1,724	1,738

(図表ともに国勢調査結果を参照した。総務省HPより)

(4) 気象

安平町の年間平均気温は 7.2℃であり、北海道平均と比較すると暖かい。また、降水は春から秋にかけて多く、冬期の降雪が少ないことから、北海道の中では気象条件に恵まれた地域となっている。

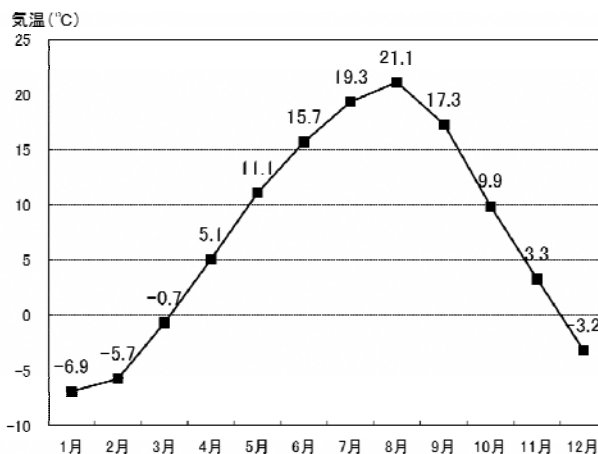


図2-4 安平町の月別気温（厚真観測所）

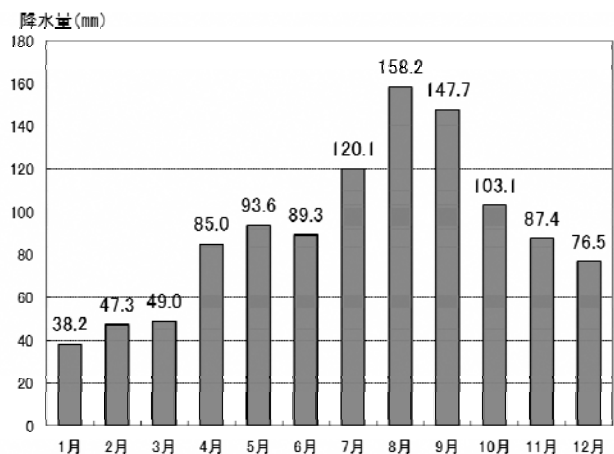


図2-5 安平町の月別降水量（安平観測所）

(数値は平成 20 年から平成 29 年の 10 年平均値を用いた。気象庁HPより)

3. 安平町における地震の想定と地震動評価

(1) 安平町に被害をもたらした過去の地震

戦後、安平町に特に大きな被害をもたらした地震は発生していない。安平町内で被害が確認された地震と安平町及び近隣自治体で震度5弱（平成8年の震度階旧改定以前については旧震度5）以上を記録した地震の発生状況とその概要を表3-1に示す。

表3-1 安平町における過去の地震被害

	地震発生 年月日	名称	マグニ チュード	本町又は 近隣自治 体の震度	地震による本町の被害等	経過 年数
1	昭和27年 3月4日	十勝沖地震	8.2	4 (苫小牧)	倒壊家屋有り	65
2	昭和43年 5月16日	青森県 東方沖地震	7.9	5 (苫小牧)	一部倒壊25棟、道路損壊3箇所、商品被害 250万円、被害総額680万円	49
3	昭和62年 1月14日	十勝地方 南部地震	6.6	4 (苫小牧)	商品被害10万円	31
4	平成5年 1月15日	釧路沖地震	7.5	4 (苫小牧)	商品被害427万円	25
5	平成15年 9月26日	十勝沖地震	8.0	5強 (厚真)	非住宅一部破損1棟、道路損壊3箇所、商品 被害20万円、被害総額400万円	14
6	平成25年 2月2日	十勝地方 南部地震	6.5	5弱 (本町)	軽傷1名、小学校窓のひび割れ3箇所	5
7	平成29年 7月1日	胆振地方 中東部	5.1	5弱 (本町)	住宅一部破損1棟、非住宅一部破損3棟、商 品被害21万円、墓石破損1件・剥離2件	0

資料：安平町地域防災計画（平成28年10月修正版）

気象庁HP＞各種データ・資料＞震度データベース検索

(2) 北海道による被害想定

① 被害想定の対象地震

「北海道地域防災計画」では、平成 24 年 6 月の修正において、北海道に被害を及ぼす可能性のある地震の見直しが行われ、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大別された。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の地震や平成 5 年（1993 年）釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震としては、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

被害想定地震の選定に当たっては、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸型活断層に関する最新の研究成果等の検討により、北海道に被害を及ぼす可能性のある 30 地震が想定されている（図 3-1、表 3-2）。これに伴い、「北海道耐震改修促進計画」においても、当該 30 地震を被害想定地震としている。

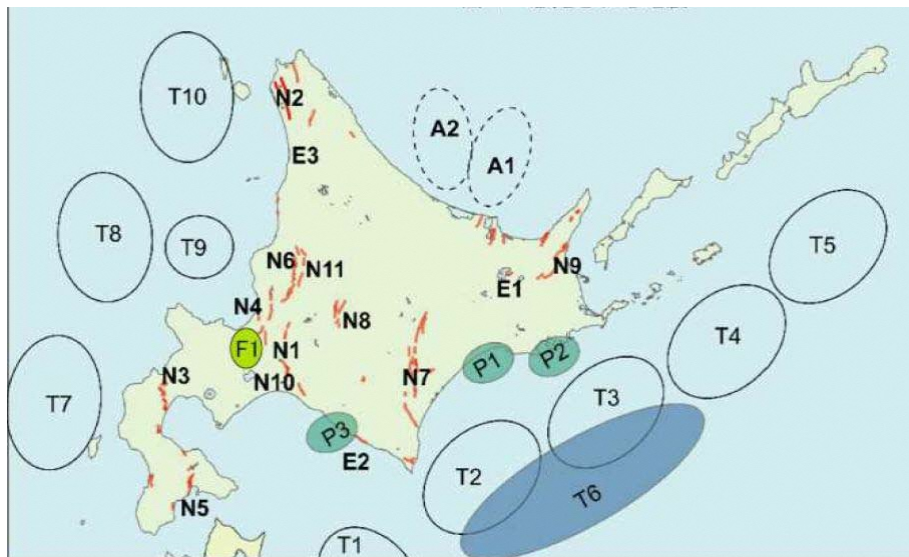


図 3-1 北海道に被害を及ぼす可能性のある地震（被害想定地震）

表 3-2 北海道に被害を及ぼす可能性のある地震（被害想定地震）

海溝型地震		内陸型地震	
(千島海溝／日本海溝)		(活断層帯)	N10 石狩低地東縁南部
T1 三陸沖北部	N1	石狩低地東縁主部	N11 沼田一砂川付近
T2 十勝沖		主部北側	(伏在断層)
T3 根室沖		主部南側	F1 札幌市直下
T4 色丹島沖	N2	サロベツ	(既往の内陸地震)
T5 択捉島沖	N3	黒松内低地	E1 弟子屈地域
T6 500年間隔地震	N4	当別	E2 浦河周辺
(日本海東縁部)	N5	函館平野西縁	E3 道北地域
T7 北海道南西沖	N6	増毛山地東縁	(オホーツク海)
T8 積丹半島沖	N7	十勝平野	A1 網走沖
T9 留萌沖		主部	A2 紋別沖(紋別構造線)
T10 北海道北西沖		光地園	
(プレート内)	N8	富良野	
P1 釧路直下	N9	西部	
P2 厚岸直下		東部	
P3 日高中部		標津	

[illegible]

※「被害想定の対象検討地震」のカウントでは、同一名称の地震であっても断層上端の深さや断層長さが異なるなどの場合、別の地震としてカウントしているため、「被害想定地震」のカウント数30よりも多くなっている。

北海道は、地震防災対策を検討するため、「地震被害想定調査（平成24年度～）」を実施している。当該調査では、先に示した31地震193断層モデルにおける地震動被害の概略計算結果に基づいて、地域目標を検討するための詳細な被害想定を実施していく対象地震として24地震54断層モデルが設定された（表3-3）。

なお、この手法においては、各市町村レベルでの被害想定は実施されていないため、当該24地震54断層モデルには、市町村にとって最大被害を及ぼす地震及び断層モデルが必ずしも含まれていないことに注意を要する。

表3-3 被害想定の詳細計算のための対象地震（24地震54断層モデル）

地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4
十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5		
富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5	函館平野西縁断層帯	45_2、45_3
		サロベツ断層帯・北延長	30_2、30_3、30_5
当別断層帯	30_2、30_5	西札幌背斜に関連する断層	－
石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上端深さ7km	30_1、30_5、45_1	月寒背斜に関連する断層	－
		野幌丘陵断層帯	45_1
石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上端深さ3km	30_2、45_2、45_3、45_5	根室沖・釧路沖	－
		十勝沖	－
石狩低地東縁断層帯主部（南）・断層上端深さ3km	45_2、45_5	三陸沖北部	－
		北海道北西沖	No.2、No.5
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ7km	30_5	北海道南西沖	No.2
		北海道留萌沖（走向N193° E）	No.1
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km	30_2、30_3、30_5	北海道留萌沖（走向N225° E）	No.2

② 想定地震による被害想定

北海道では、減災目標の検討に際し、地震・津波にともなう詳細な被害想定調査を平成24年度から振興局単位で進めており、平成30年2月には全14振興局単位の被害想定結果に加え、振興局単位を超える計算結果の整理等を行った全道版の地震動による被害想定を公表している。表3-4には、「冬の早朝5時」において、各振興局管内で人的被害（死者数）が最大となる想定地震と当該想定地震による被害想定結果を示した。

表3-4 各振興局管内で人的被害が最大となる地震に係る被害想定

振興局	死者数が最大となる想定地震	最大震度階級	人的被害(人)			建物被害(棟)		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
空知	沼田-砂川付近の断層帯	7	311,713	366	768	162,359	8,371 (5.2%)	15,483 (9.5%)
石狩	月寒背斜に関する断層	7	2,360,832	979	18,543	564,217	22,634 (4.0%)	64,794 (11.5%)
後志	北海道留萌沖	7	224,190	36	623	118,931	819 (0.7%)	4,436 (3.7%)
胆振	石狩低地東縁断層帯南部	7	413,968	58	706	161,835	1,771 (1.1%)	4,617 (2.9%)
日高	十勝沖	6強	73,316	9	84	54,888	63 (0.1%)	337 (0.6%)
	石狩低地東縁断層帯南部	7		9	199		489 (0.9%)	1,650 (3.0%)
渡島	函館平野西縁断層帯	7	424,808	35	634	188,265	1,835 (1.0%)	5,199 (2.8%)
檜山	北海道南西沖	7	40,312	18	291	29,105	767 (2.6%)	2,582 (8.9%)
上川	富良野断層帯西部	7	521,087	46	518	224,059	1,322 (0.6%)	3,214 (1.4%)
留萌	増毛山地東縁断層帯	7	50,170	24	424	31,599	991 (3.1%)	3,297 (10.4%)
宗谷	北海道北西沖の地震	7	68,153	103	277	37,118	2,280 (6.1%)	4,215 (11.4%)
オホーツク	標津断層帯	7	305,998	36	365	152,607	1,656 (1.1%)	4,369 (2.9%)
十勝	十勝平野断層帯主部	7	351,443	68	1,390	175,596	3,336 (1.9%)	11,224 (6.4%)
釧路	十勝沖	6強	248,209	20	684	106,417	589 (0.6%)	3,255 (3.1%)
根室	標津断層帯	6強	80,847	5	170	49,380	213 (0.4%)	1,325 (2.7%)

※平成28年度地震被害想定調査結果報告書（平成30年2月）

(3) 胆振総合振興局管内の被害想定対象地震

胆振総合振興局管内における被害想定は、全道の対象地震（24 地震 54 断層モデル）のうち、管内の最大震度が4以下（被害がほぼ無い）となる断層モデルを除いた21 地震 48 断層モデルである（表3－5）。

表3－5 胆振総合振興局内の計算対象地震

地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
十勝平野断層帯主部	30_3	石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km	30_2
	45_2		30_3
	45_5		30_5
富良野断層帯西部	30_2	沼田－砂川付近の断層帯	30_3
	30_5		30_4
	45_3		45_1
増毛山地東縁断層帯	30_2		45_2
	45_1		45_3
	45_2		45_4
	45_3	黒松内低地断層帯	30_5
	45_4		45_3
	45_5		45_4
当別断層帯	30_2	函館平野西縁断層帯	45_2
	30_5		45_3
石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上端深さ7km	30_1	西札幌背斜に関連する断層	—
	30_5	月寒背斜に関連する断層	—
	45_1	野幌丘陵断層帯	45_1
石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上端深さ3km	30_2	十勝沖	—
	45_2	三陸沖北部	—
	45_3	北海道北西沖	No.2
	45_5		No.5
石狩低地東縁断層帯主部（南）・断層上端深さ3km	45_2	北海道南西沖	No.2
	45_5	北海道留萌沖（走向N193° E）	No.1
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ7km	30_5	北海道留萌沖（走向N225° E）	No.2

※「西札幌背斜に関する断層」、「月寒背斜に関する断層」の断層モデルについては、札幌市防災会議による第3次被害想定における断層パラメータを用いて設定されており、断層モデルを表す名称等の指定は無い。

※「十勝沖」、「三陸沖北部」の断層モデルについては、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」及び文部科学省「地震調査研究推進本部」による「活断層で発生する地震の強振動評価のレシビ」を用いて設定されており、断層モデルを表す名称等の指定は無い。

(4) 安平町における被害想定

① 被害想定の対象地震

表3-5に示す胆振総合振興局管内の計算対象地震の中から、安平町に最も影響の大きい地震を被害想定の対象地震として選定する。選定にあたっては、北海道が平成30年2月に公表した市町村ごとの被害想定結果から、表3-5に示す計算対象地震ごとの地震動（町内の地表における最大震度）を抽出し、これを本町代表震度として仮定した（表3-6）。これより、本町代表震度は、「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km」の「30_5断層モデル」において最大値（代表震度6.8）を示すことが分かる。

よって、本町では「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km、30_5断層モデル」を被害想定の対象地震として採用する。

表3-6 計算対象地震における安平町代表震度

地震名	断層モデル	代表震度	地震名	断層モデル	代表震度
十勝平野断層帯主部	30_3	5.1	石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km	30_2	6.6
	45_2	5.0		30_3	6.5
	45_5	4.9		30_5	6.8
富良野断層帯西部	30_2	5.0	沼田－砂川付近の断層帯	30_3	4.8
	30_5	5.0		30_4	5.0
	45_3	5.0		45_1	4.9
増毛山地東縁断層帯	30_2	4.8		45_2	5.0
	45_1	5.4		45_3	4.8
	45_2	4.8		45_4	5.0
	45_3	5.4	黒松内低地断層帯	30_5	4.8
	45_4	5.1		45_3	4.8
	45_5	5.5		45_4	4.8
当別断層帯	30_2	4.9	函館平野西縁断層帯	45_2	4.4
	30_5	4.7		45_3	4.4
石狩低地東縁断層帯主部(北)・断層上端深さ7km	30_1	5.7	西札幌背斜に関連する断層	—	4.7
	30_5	5.4	月寒背斜に関連する断層	—	5.5
	45_1	5.7	野幌丘陵断層帯	45_1	5.6
石狩低地東縁断層帯主部(北)・断層上端深さ3km	30_2	6.0	十勝沖	—	5.6
	45_2	6.0	三陸沖北部	—	5.7
	45_3	5.7	北海道北西沖	No.2	4.9
	45_5	5.4		No.5	4.5
石狩低地東縁断層帯主部(南)・断層上端深さ3km	45_2	6.3	北海道南西沖	No.2	5.3
	45_5	6.2	北海道留萌沖(走向N193° E)	No.1	5.4
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ7km	30_5	6.5	北海道留萌沖(走向N225° E)	No.2	5.5

② 想定地震による被害想定

北海道が平成 30 年 2 月に公表した市町村ごとの被害想定結果から、安平町の被害想定対象地震として選定した「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ 3km、30_5 断層モデル」の「冬期の早朝 5 時」における被害想定結果を表 3－7 に示す。

表 3－7 安平町の被害想定対象地震に係る被害想定（冬期の早朝 5 時）

被害想定の対象地震	断層モデル	町内最大震度	揺れによる人的被害(人)			揺れによる建物被害(棟)	
			死者数	重傷者数	軽傷者数	全壊棟数	半壊棟数
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km	30_5	6.8	2	8	93	158	366

③ 揺れやすさマップの更新

北海道が整備した 250m メッシュ地震動データから、本町の被害想定対象地震である「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ 3km、30_5 断層モデル」を選択し、本町地区区分に従って再表示した「揺れやすさマップ」を図 3－3 に示す。また、地区区分毎の最大計測震度と震度階級を表 3－8 に示す。

なお、本項の図表に示す震度階級は、各地区の 250m メッシュ地震動データの最大計測震度を代表値として抽出して震度階級に変換したものであり、地区全体で同じ震度階級が観測されるわけではない。

本計画の末尾には、付録として図 3－3 に示した本町全体の揺れやすさマップの拡大版及び地区別詳細図（安平、早来、遠浅、追分）を示す。地区別詳細図には、本計画の表 5－3 に付した No. にて主な指定避難所の所在地を示した。

■ 「揺れやすさマップ」の見方

揺れやすさマップには、気象庁震度階級と、震度階級に対応する地区界を記載している。

◇ 気象庁震度階級表

気象庁震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

また、マップには、北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」を掲載している。「地震時に通行を確保すべき道路」及びその指定については、本計画の第 4 章「(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現況」にて詳述する。

【北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」】

○特に重要な地震時に通行を確保すべき道路

- ・北海道横断自動車道（千歳市界から由仁町界まで）
- ・国道 234 号（苫小牧市界から千歳市界まで）
- ・道道千歳鵲川線（苫小牧市界から厚真町界まで）
- ・国道 234 号から陸上自衛隊早来分屯地へ至る町道
- ・国道 234 号から陸上自衛隊安平駐屯地へ至る町道

○地震時に通行を確保すべき道路

- ・道道川端追分線及び道道舞鶴追分線（国道 234 号交差点から追分保育園交差点まで）
- ・国道 234 号から役場早来庁舎へ至る町道

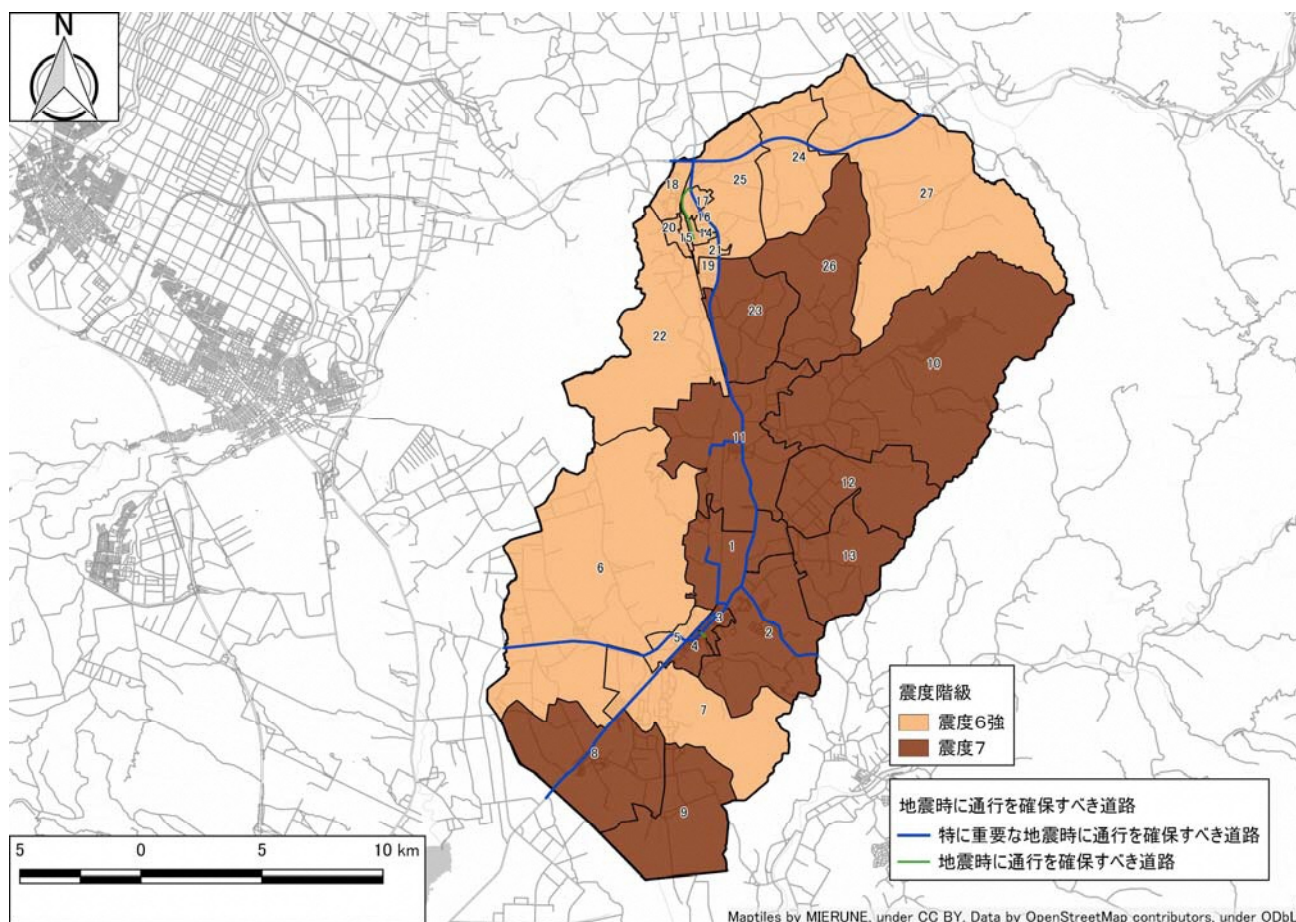


図3-3 揺れやすさマップ：石狩低地東縁断層帯南部深さ3km (30_5) の地震

表3-8 石狩低地東縁断層帯南部深さ3km (30_5) の地震による地区毎の最大計測震度と震度階級

地区名		最大計測震度 (石狩低地南部)	震度階級		地区名	最大計測震度 (石狩低地南部)	震度階級	
1	東早来	6.73	7		15	追分中央	6.33	6強
2	早来北進	6.63	7		16	追分柏ヶ丘	6.33	6強
3	早来大町	6.54	7		17	追分緑が丘	6.29	6強
4	早来栄町	6.52	7		18	追分青葉	6.32	6強
5	早来北町	6.47	6強		19	追分若草	6.46	6強
6	早来富岡	6.44	6強		20	追分白樺	6.33	6強
7	早来新栄	6.47	6強		21	追分花園	6.35	6強
8	遠浅	6.71	7		22	追分豊栄	6.45	6強
9	早来源武	6.73	7		23	追分弥生	6.58	7
10	早来瑞穂	6.68	7		24	追分向陽	6.33	6強
11	安平	6.76	7		25	追分美園	6.37	6強
12	早来緑丘	6.76	7		26	追分春日	6.62	7
13	早来守田	6.64	7		27	追分旭	6.29	6強
14	追分本町	6.33	6強					

4. 民間住宅・建築物の耐震化の現況と目標

(1) 民間住宅の耐震化の現況

① 固定資産税台帳に基づく民間戸建住宅総数

- 平成 29 年 1 月 1 日現在の固定資産税台帳に基づく、本町の民間戸建住宅総数は 3,061 戸となっている。
- なお、この民間戸建住宅総数：3,061 戸は、抽出条件『「建物種類（用途）：専用住宅、併用住宅」かつ「増改築区分：合棟、新築」』に該当するもので、「増改築区分：増築」に分類される戸建住宅（固定資産税台帳上、446 戸）を除外したものである。
- 建設年度別に見ると、建築基準法による耐震規定が強化された昭和 57 年以降に建設された戸建住宅が 1,514 戸（49.5%）、昭和 56 年以前に建設された戸建住宅が 1,547 戸（50.5%）となっている。

※新耐震基準：昭和 56 年に現在の耐震基準が施行され、建築物の確認申請の受付日が昭和 56 年 6 月 1 日以降の建物は、新耐震基準に該当する。本計画においては、統計資料等との整合を図るため昭和 57 年以降建設の建築物については新耐震基準に該当するものとする。

民間戸建 住宅総数 3,061戸 (100%)	昭和57年以降 1,514戸(49.5%) (内訳) 木造 1,405戸 非木造 109戸
	昭和56年以前 1,547戸(50.5%) (内訳) 木造 1,375戸 非木造 172戸

図4-1 固定資産税台帳（平成 29 年 1 月 1 日現在）に基づく民間戸建住宅総数

② 固定資産税台帳に基づく民間集合住宅総数

- 平成 29 年 1 月 1 日現在の固定資産税台帳（抽出条件『「建物種類（用途）：共同住宅、寄宿舍、長屋」かつ「増改築区分：新築、新築課税もれ」』）に基づく、本町の民間集合住宅総数は 104 棟となっている。
- 建設年度別に見ると、建築基準法による耐震規定が強化された昭和 57 年以降に建設された集合住宅が 94 棟（90.4%）、昭和 56 年以前に建設された戸建住宅が 10 棟（9.6%）となっている。

③ 民間戸建住宅の耐震化の現況（推計）

【民間戸建住宅の耐震化の現況（推計）の考え方】

民間戸建住宅の総数 3,061 戸のうち、昭和 57 年以降に建設された 1,514 戸については耐震性を有するものとする。一方、昭和 56 年以前に建設されたものであっても、一定程度は耐震性を有していると考えられる。以下、北海道耐震改修促進計画に基づく計算により、昭和 56 年以前に建設された民間戸建て住宅 1,547 戸のうち、耐震性を有すると考えられる戸数を推計する。

◇北海道耐震改修促進計画に基づく推計

北海道耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月）7 ページ＜道内の耐震化の状況＞によれば、平成 27 年度時点において、昭和 56 年以前に建設された住宅約 738 千戸のうち約 328 千戸については耐震性を有しており、その割合は 44.4%である。また、39 千戸については耐震改修済みであり、その割合は 5.3%である。

- ・昭和 56 年以前に建設された住宅が耐震性を有する割合 : 44.4%
- ・昭和 56 年以前に建設された住宅が耐震改修済みである割合 : 5.3%
- ・本町の昭和 56 年以前に建設された木造戸建住宅総数 : 1,375 戸
⇒耐震性を有する : $1,375 \text{ 戸} \times 44.4\% = 611 \text{ 戸}$
⇒耐震改修済みである : $1,375 \text{ 戸} \times 5.3\% = 73 \text{ 戸}$
- ・本町の昭和 56 年以前に建設された非木造戸建住宅総数 : 172 戸
⇒耐震性を有する : $172 \text{ 戸} \times 44.4\% = 76 \text{ 戸}$
⇒耐震改修済みである : $172 \text{ 戸} \times 5.3\% = 9 \text{ 戸}$

よって、本町の昭和 56 年以前に建設された戸建住宅 1,547 戸のうち、769 戸は耐震性を有する。

本町の民間戸建住宅 3,061 戸のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- ・適合する耐震性を有する戸建住宅は、2,283 戸（74.6%）
- ・適合しない耐震性が不十分な戸建住宅は、778 戸（25.4%）

民間戸建住宅総数 3,061戸 (100%)	昭和57年以降 1,514戸(49.5%)		耐震性を満たす 2,283戸(74.6%)	
	(内訳)	木造 1,405戸 非木造 109戸	(内訳)	木造 2,089戸 非木造 194戸
	昭和56年以前 1,547戸(50.5%)		耐震性有り 687戸(22.4%)	
			(内訳) 木造 611戸 非木造 76戸	
			耐震改修済み 82戸(2.7%)	
	(内訳)	木造 1,375戸 非木造 172戸	(内訳) 木造 73戸 非木造 9戸	
			耐震性なし 778戸(25.4%)	耐震性が不十分 778戸(25.4%)
	(内訳)	木造 691戸 非木造 87戸	(内訳) 木造 691戸 非木造 87戸	

図4-2 固定資産税台帳（平成29年1月1日現在）に基づく民間戸建住宅の耐震性の現況（推計）

④ 民間集合住宅の耐震化の現況（推計）

【民間集合住宅の耐震化の現況(推計)の考え方】

民間集合住宅の総数104棟のうち、昭和57年以降に建設された94棟については耐震性を有するものとする。一方、昭和56年以前に建設されたものであっても、一定程度は耐震性を有していると考えられる。以下、北海道耐震改修促進計画に基づいて、昭和56年以前に建設された10棟のうち、耐震性を有すると考えられる棟数を推計する。

◇北海道耐震改修促進計画に基づく推計

北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）7ページ＜道内の耐震化の状況＞によれば、平成27年度時点において、昭和56年以前に建設された住宅約738千戸のうち約328千戸については耐震性を有しており、その割合は44.4%である。また、39千戸については耐震改修済みであり、その割合は5.3%である。

- ・本町の昭和56年以前に建設された木造集合住宅総数：6棟
⇒耐震性を有する又は耐震改修済みである：6棟×49.7%＝3棟
- ・本町の昭和56年以前に建設された非木造集合住宅総数：4棟
⇒耐震性を有する又は耐震改修済みである：4棟×49.7%＝2棟

よって、本町の昭和56年以前に建設された集合住宅10棟のうち、5棟は耐震性を有する。

本町の民間集合住宅104棟のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- ・適合する耐震性を有する集合住宅は、99棟（95.2%）
- ・適合しない耐震性が不十分な集合住宅は、5棟（4.8%）

表4-1 固定資産税台帳（平成29年1月1日現在）に基づく民間集合住宅の耐震性の現況（推計）

区分	総棟数 A=B+C	昭和57年 以降 B	昭和56年以前		耐震性有り D	耐震性なし E=C-D	耐震性有りと推計 される棟数 F=B+D	耐震化率 (%)
			C					
木造	87	81	6		3	3	84	96.53
非木造	17	13	4		2	2	15	88.16
合計	104	94	10		5	5	99	95.16

(2) 民間の多数利用建築物の耐震化の現況

本町における民間建築物で耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下、「多数利用建築物」という。）に該当するものは11棟あり、そのうち、昭和56年以前に建設されたものは2棟である（表4-2）。

したがって、本町の民間多数利用建築物11棟の耐震化現況は、昭和57年以降に建設された建築物が9棟であり、耐震化率は81.8%である。

本町の民間多数利用建築物11棟のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- ・適合する耐震性を有する多数利用建築物は、9棟（81.8%）
- ・適合しない耐震性が不十分な多数利用建築物は、2棟（18.2%）

表4-2 安平町の民間多数利用建築物

建設 区分	No.	建築 年	構造	階数	延床面積 [㎡]	用途	所在地	耐震性の 有無	備考
昭和 56年 以前	1	S54	RC	5	1,983.3	共同住宅	追分中央	未診断	H29年度診断中
	2	S56	RC	5	1,983.3	共同住宅	追分中央	未診断	H29年度診断中

資料：固定資産税台帳（平成29年1月1日現在）

（３）地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現況

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止する観点から、都道府県及び市町村は「地震時に通行を確保すべき道路」を指定することができるとしている（耐震改修促進法第５条第３項第２号、同第３号、同法第６条第３項）。

北海道においては、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第１次から第３次までの緊急輸送道路を位置付けている。北海道耐震改修促進計画では、これらを耐震改修促進法第５条第３項第３号に規定する「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。

一方、安平町においては、耐震改修促進法第６条第３項に規定する「地震時に通行を確保すべき道路」を指定していない。

北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」については、下記のとおりである。

【北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」】

○特に重要な地震時に通行を確保すべき道路

- ・北海道横断自動車道（千歳市界から由仁町界まで）
- ・国道 234 号（苫小牧市界から千歳市界まで）
- ・道道千歳鶴川線（苫小牧市界から厚真町界まで）
- ・国道 234 号から陸上自衛隊早来分屯地へ至る町道
- ・国道 234 号から陸上自衛隊安平駐屯地へ至る町道

○地震時に通行を確保すべき道路

- ・道道川端追分線及び道道舞鶴追分線（国道 234 号交差点から追分保育園交差点まで）
- ・国道 234 号から役場早来庁舎へ至る町道

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（地震時に通行を確保すべき道路）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（以下、「通行障害建築物」という。）であって、既存不適格建築物であるものについては、根拠となる法令条項の違いにより「要安全確認計画記載建築物」又は「特定既存耐震不適格建築物」のいずれかに該当する。

安平町には、耐震改修促進法第５条第３項第３号に規定される「（北海道が指定する）地震時に通行を確保すべき道路」が存在するが、耐震改修促進法施行令第４条に規定する通行障害建築物の要件に該当する建築物は存在しない。

本町には、地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の沿道建築物で、通行障害建築物の要件に該当するものはない。

◆耐震改修促進法に規定する多数利用建築物と特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数利用建築物の要件を表4－3に示す。要件に該当する建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条2項の適用を受けているものを「特定既存耐震不適格建築物」としている。

表4－3 多数利用建築物の要件

規 模	用 途
階数2以上 かつ 500 m ² 以上	・幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所
階数2以上 かつ 1,000 m ² 以上 (学 校 に つ い て は、屋内運動場の 面積を含む)	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これに類するもの
階数1以上 かつ 1,000 m ² 以上	・体育館(一般公共の用に供されるもの)
階数3以上 かつ 1,000 m ² 以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

(4) 民間住宅の耐震化の目標

① 民間戸建住宅の耐震化の目標

国の基本方針及び道計画では、平成 32 年度までに耐震化率を 95%とすることを目標としている。
本町においても、平成 32 年度までに耐震化率を 95%とすることを目標とする。

【平成 32 年度における民間戸建住宅の耐震化予測(推計)及び目標耐震化率達成の考え方】

平成 29 年 1 月 1 日現在の固定資産税台帳から推計した民間戸建住宅の耐震化の現況(図 4-2)に基づき、本計画期間である平成 30 年度から平成 32 年度までの戸建住宅増減要因と該当戸数の想定により、平成 32 年度における耐震化予測(推計)と耐震化目標達成のために必要な耐震改修促進戸数を設定する。

◇戸建住宅新築戸数の想定

平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間における本町町内の年平均戸建住宅新築戸数は 19 戸(平成 29 年 10 月、本町調べ)であることから、今後、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に於いて毎年 19 戸ずつ戸建住宅が新築されるものと想定する。

◇戸建住宅除却戸数の想定

平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間における本町町内の年平均戸建住宅除却戸数は 10 戸(平成 29 年 10 月、本町調べ)であることから、今後、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に於いて、昭和 56 年以前に建設された「耐震性なし」の戸建住宅が毎年 10 戸ずつ除却されるものと想定する。

◇「建て替え」による戸建住宅除却戸数の想定

平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間における札幌市を除く北海道内全域で新築された住宅の内訳から、19.0%が「建て替え」に該当する(平成 25 年住宅・土地統計調査、総務省)ことから、今後、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に於いて、昭和 56 年以前に建設された「耐震性なし」の戸建住宅が毎年 4 戸(≒年間新築戸数 19 戸×19.0%)ずつ建て替えられるものと想定する。

なお、この建て替え戸数は戸建住宅新築戸数の内数として考える。

◇昭和 56 年以前建設の「耐震改修済み」戸建住宅戸数の想定

平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間における札幌市を除く北海道内全域の昭和 55 年以前に建設された戸建住宅に対して実施された耐震改修工事の内訳から、木造戸建住宅の耐震改修工事実施率が 1.4%、非木造戸建住宅の耐震改修工事実施率が 2.6%である(平成 25 年住宅・土地統計調査、総務省)ことから、今後、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に於いて、昭和 56 年以前に建設された「耐震性なし」の戸建住宅のうち、木造のものが毎年 4 戸(≒昭和 56 年以前建設の木造戸建住宅 1,375 戸×1.4%÷5 年)ずつ、非木造のものが毎年 1 戸(≒昭和 56 年以前建設の非木造戸建住宅 172 戸×2.6%÷5 年)ずつそれぞれ耐震改修されるものと想定する。

◇昭和 56 年以前建設の「耐震性あり」戸建住宅戸数の想定

平成 29 年度時点における昭和 56 年以前に建設された「耐震性あり」の戸建住宅は、平成 32 年度まで増減しないものと想定する。

本町において、平成 32 年度時点の民間戸建住宅 3,076 戸のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- ・適合する耐震性を有する戸建住宅は、2,355 戸 (76.6%)
- ・適合しない耐震性が不十分な戸建住宅は、721 戸 (23.4%)

目標の耐震化率 95%を達成するためには、耐震性が不十分な戸建住宅 567 戸の耐震改修促進に取り組む必要がある(平成 32 年度までの 3 年間で 567 戸、年間約 189 戸の対応が必要)。

S56年 以前 建設	耐震性なし	778 戸	耐震性なし	154 戸	1,351 戸
	耐震性あり	687 戸	耐震改修促進戸数	567 戸	
	耐震改修済み	82 戸	耐震性あり	687 戸	
			耐震改修済み	97 戸	
S57年 以降 建設		1,514 戸		1,571 戸	2,922 戸

平成29年度推計値

総棟数 3,061

S56年以前建設のうち、

耐震性なし 778

耐震性あり 687

耐震改修済み 82

S57年以降建設 1,514

耐震化率 74.6%

平成32年度推計値

総棟数 3,076

S56年以前建設のうち、

耐震性なし 154

耐震性あり 687

耐震改修済み 97

耐震改修促進戸数 567

S57年以降建設 1,571

目標耐震化率 95.0%

図4-3 民間戸建住宅の耐震化予測（推計）及び目標達成に必要な耐震改修促進戸数の設定

② 民間集合住宅の耐震化の目標

国の基本方針及び道計画においては、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%とすることを目標としている。

本町においても、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とすることを目標とする。

本町の民間集合住宅104棟のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

・適合する耐震性を有する集合住宅は、99棟（95.2%）

・適合しない耐震性が不十分な集合住宅は、5棟（4.8%）

目標とする耐震化率95%に対して、平成29年度における本町民間集合住宅の耐震化率は95.2%となっており、既に目標を達成している。しかし、耐震性が不十分な集合住宅には多数利用建築物に該当する共同住宅が2棟含まれるため、引き続き、所有者に対する耐震化に関する指導・助言に取り組むこととする。

（５）民間の多数利用建築物の耐震化の目標

国の基本方針及び道計画においては、多数利用建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とすることを目標としている。

本町では、前回計画において、平成 27 年度までに民間多数利用建築物の耐震化率を 100%（10 割）とする事を目標として掲げた経緯から、本計画においても引き続き、平成 32 年度までに民間多数利用建築物の耐震化率を 100%とすることを目標とする。

本町の民間多数利用建築物 11 棟のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- ・ 適合する耐震性を有する多数利用建築物は、 9 棟（81.8%）
- ・ 適合しない耐震性が不十分な多数利用建築物は、 2 棟（18.2%）

目標とする耐震化率 100%に対して、平成 29 年度における本町民間多数利用建築物の耐震化率は 81.8%となっている。耐震性が不十分な多数利用建築物 2 棟は、同一所有者による同一地区内・同一形式の共同住宅であり、平成 29 年度に耐震診断を実施し、平成 30 年 3 月を目処に結果が得られる予定となっている。所有者に対しては、この診断結果が得られ次第、診断結果に基づいた指導・助言に取り組むこととし、耐震化目標の実現を目指す。

表 4－4 安平町の民間多数利用建築物（再掲）

建設区分	No.	建築年	構造	階数	延床面積 [㎡]	用途	所在地	耐震性の有無	備考
昭和 56 年以前	1	S54	RC	5	1,983.3	共同住宅	追分中央	未診断	H29 年度診断中
	2	S56	RC	5	1,983.3	共同住宅	追分中央	未診断	H29 年度診断中

5. 公共建築物の耐震化の現況と目標

(1) 公共建築物の耐震化の現況

① 多数利用建築物の耐震化の現況

本町の公共建築物で耐震改修促進法に規定する多数利用建築物に該当するものは18施設24棟あり、このうち、昭和56年以前に建設されたものは8施設（棟）である（表5-1）。この中で、小中学校5施設（棟）とおいわけ子ども園〔旧追分庁舎〕を合せた6施設（棟）については、平成28年度までに耐震診断及び耐震改修工事を終えている。

残る2施設（棟）のうち早来公民館〔町民センター〕については、耐震診断の結果、耐震性を有しないと判定されており、安平町公共施設等総合管理計画においては、町民がより利用しやすい他の場所への集会機能の移転新築を視野に検討を進めると位置づけされている。このため、本施設については、本計画期間において耐震改修の実施又は施設の見直しを行うこととする。追分若草町営住宅については、平成30年3月策定の「安平町住宅総合計画」において、本計画期間にあたる平成32年度までに用途廃止とする方針が示されている。

また、昭和57年以降に建設されたものは10施設16棟あり、これらは昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する。

よって、本町の多数利用建築物に該当する公共建築物の耐震化率は91.7%である。

本町の公共建築物で耐震改修促進法に規定する多数利用建築物18施設24棟のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ・ 適合する耐震性を有する公共建築物は、 | 16 棟 (66.7%) |
| ・ 耐震改修工事により適合する耐震性が確保された公共建築物は、 | 6 棟 (25.0%) |
| ・ 適合しない耐震性が不十分な公共建築物は、 | 2 棟 (8.3%) |

表5-1 安平町の多数利用建築物に該当する公共建築物

建設 区分	施 設 No.	棟 No.	施設名(棟記号)	所在地	建設 年	構造	階数	延床 面積 [㎡]	用途	耐震 診断	耐震 改修
昭 56 以前	1	1	早来中学校	早来北進	昭 47	RC	3	5,119	学校	済・無	済
	2	2	安平小学校	安平	昭 49	RC	2	2,445	学校	済・無	済
	3	3	早来公民館 〔町民センター〕	早来北進	昭 50	RC	3	3,503	公民館	済・無	未
	4	4	早来小学校	早来大町	昭 51	RC	3	3,666	学校	済・無	済
	5	5	追分小学校	追分柏が丘	昭 51	RC	3	4,557	学校	済・無	済
	6	6	遠浅小学校	遠浅	昭 53	RC	2	2,454	学校	済・無	済
	7	7	追分若草町営住宅	追分若草	昭 53	RC	4	1,074	町営住宅	未	未
	8	8	おいわけ子ども園 〔旧追分庁舎〕	追分本町	昭 55	RC	2	1,779	こども園	済・無	済
昭 57 以降	9	9	早来さつき公営住宅(A)	早来栄町	平 2	RC	3	2,050	公営住宅	—	—
		10	早来さつき公営住宅(B)		平 3	RC	3	1,534	公営住宅	—	—
		11	早来さつき公営住宅(C)		平 4	RC	3	1,000	公営住宅	—	—
	10	12	デイサービスセンター「サッ クル」	早来栄町	平 5	RC	2	2,773	福祉施設	—	—
	11	13	追分中央公営住宅(A)	追分中央	平 6	RC	3	1,169	公営住宅	—	—
		14	追分中央公営住宅(D)		平 9	RC	3	1,113	公営住宅	—	—
	12	15	早来北進特定単身者住宅	早来北進	平 6	RC	3	1,074	公営住宅	—	—
	13	16	早来あけぼの特定住宅	早来大町	平 7	RC	3	1,621	公営住宅	—	—
	14	17	早来あけぼの公営住宅(A)	早来大町	平 9	RC	3	1,514	公営住宅	—	—
	15	18	追分南公営住宅(虹)	追分若草	平 14	RC	4	2,588	公営住宅	—	—
		19	追分南公営住宅(雲)		平 16	RC	4	1,551	公営住宅	—	—
		20	追分南公営住宅(月)		平 18	RC	4	2,588	公営住宅	—	—
		21	追分南公営住宅(星)		平 20	RC	4	1,551	公営住宅	—	—
	16	22	遠浅駅前公営住宅	遠浅	平 15	RC	3	1,895	公営住宅	—	—
	17	23	はやきた子ども園	早来大町	平 21	RC	2	1,715	こども園	—	—
	18	24	追分中学校	追分本町	平 24	RC	2	3,541	学校	—	—

資料：安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定版）

② 災害対策拠点施設の耐震化の現況

耐震改修促進法に規定する多数利用建築物には該当しないが、本町の公共建築物であって、災害対策拠点として防災・災害対策上重要な役割を担う施設については、大地震に対する十分な耐力が必要とされるため、耐震性の検討を行う必要がある。これに該当する施設を表５－２に示す。

本町において、災害対策拠点施設と位置づけされている５施設のうち、昭和５６年以前建設のものは２施設（表５－２の網掛け施設）であり、そのうち、耐震改修済みのものが１施設、耐震診断未実施のものが１施設となっている。

表５－２ 安平町の災害対策拠点施設

施設 No.	施 設 名	所在地	建設年	構造	階数	延床面 積[m ²]	耐震 診断	耐震 改修	備 考
1	安平町役場早来庁舎	早来大町	昭 32	RC	2	1,614	済・無	済	S62 増築 841 m ² H21 増築 38 m ² H29 耐震改修工事
2	胆振東部消防組合消防署 安平支署追分出張所	追分本町	昭 55	RC	2	737	未	未	
3	早来町役場追分庁舎 〔ぬくもりセンター〕	追分中央	平 13	RC	1	2,480	－	－	事務室:1,204 m ² 温浴施設:1,177 m ² 機械室他:99 m ²
4	胆振東部消防組合消防署 安平支署	早来大町	平 21	RC	2	1,509	－	－	
5	安平町役場増築庁舎	早来大町	平 29	RC	2	1,746	－	－	

資料：安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定版）

胆振東部消防組合消防本部消防年報（平成 28 年版）

(3) 指定避難所の現況

避難所の指定にあたっては、昭和 56 年改正の建築基準法に基づく新耐震基準への適合判定を行う義務づけはないが、避難時・被災時等に町民の生命・身体を守る役割を担う重要な施設であり、大地震に対する十分な耐力が求められるため、構造・規模・用途に関わらず耐震性の検討を行う必要が高い。

表 5-3 には、本町の指定避難所とされている 37 施設（道有施設 1 施設、民間施設 9 施設を含む）を示す。内訳は、昭和 57 年以降に建設されたものが 19 施設、昭和 56 年以前に建設されたものが 18 施設（表中の網掛け施設）である。昭和 56 年以前に建設された 18 施設のうち、耐震診断未実施のものが 8 施設、耐震診断により耐震性が無いと診断されたものが 1 施設、耐震診断は未実施であるが建築確認日が法改正以前のものが 2 施設ある。また、残り 7 施設のうち、耐震診断により新耐震基準に適合すると診断されたものが 2 施設、耐震改修済みのものが 5 施設ある。

なお、指定避難所とされている施設で多数利用建築物に該当するものはいずれも公共建築物で 9 施設あり、そのうち、8 施設については耐震性が認められている。また、指定避難所とされている施設で公共建築物に該当するものは 28 施設（道有施設 1 施設を含む）あり、そのうち、23 施設については耐震性が認められている。

なお、主な指定避難所の所在地については、本計画末尾「《付録》揺れやすさマップ」の地区別詳細図に示した。

表 5-3 安平町の指定避難所

No.	地区	施設名称	所在地	建設年	構造	階数	避難対象面積 [㎡]	収容人員 [人]	備 考
1	安平	みずほ館	早来瑞穂	平 2	S	1	1,072	100	
2		安平小学校	安平	昭 49	RC	2	2,388	330	多数利用建築物 耐震改修済
3		安平公民館	安平	昭 57	W	1	506	50	
4		緑丘会館	早来緑丘	昭 57	W	1	81	30	民間施設
5		守田会館	早来守田	昭 36	W	1	51	30	民間施設 診断未実施
6	早来	東早来会館	東早来	昭 57	W	1	64	30	民間施設
7		北進会館	早来北進	昭 54	W	1	169	50	診断未実施
8		早来中学校	早来北進	昭 47	RC	3	5,016	800	多数利用建築物 耐震改修済
9		早来小学校	早来大町	昭 51	RC	3	3,553	570	多数利用建築物 耐震改修済
10		しらかば会館	早来大町	昭 62	W	1	209	50	
11		早来公民館 〔町民センター〕	早来北進	昭 50	RC	3	2,031	830	多数利用建築物 耐震性無し
12		早来研修センター	早来大町	昭 38	S	1	2,670	300	診断未実施
13		さつき会館	早来栄町	平 5	RC	1	117	30	
14		デイサービスセンター「サッ クル」	早来栄町	平 5	RC	1 2	583	50	
15		北町会館	早来北町	平 20	W	1	227	50	

表5-3 安平町の指定避難所（つづき）

16	早来	富岡会館	早来富岡	昭 56	W	1	154	30	民間施設 旧耐震(S55.4.18 確認)
17	遠浅	新栄第一会館	早来新栄	昭 43	W	1	116	30	民間施設 診断未実施
18		新栄第二会館	早来新栄	昭 56	W	1	90	30	民間施設 新耐震基準適合
19		遠浅小学校	遠浅	昭 53	RC	2	2,386	350	多数利用建築物 耐震改修済
20		東遠浅生活館	遠浅	昭 42	W	1	132	30	民間施設 診断未実施
21		源武会館	早来源武	昭 56	W	1	65	30	民間施設 旧耐震(S56.4.22 確認)
22		遠浅公民館	遠浅	平 28	RC	1	761	210	
23	追分	追分小学校	追分柏が丘	昭 51	RC	3	588	390	多数利用建築物 耐震改修済
24		追分中学校	追分本町	平 24	RC	2	614	400	多数利用建築物
25		追分高等学校	追分本町	昭 56	S	3	806	600	道有施設 多数利用建築物 新耐震基準適合
26		追分ふれあいセンターいぶき	追分本町	平 15	RC	3	276	250	民間施設(商工会) 多数利用建築物
27		追分公民館	追分緑が丘	平 5	RC	1	679	500	
28		多目的スポーツセンター	追分中央	平 6	S	1	1,007	300	
29		ぬくもりセンター	追分中央	平 13	RC	1	435	120	
30		労働会館集会室	追分本町	昭 54	W	1	132	90	診断未実施
31		憩の家	追分本町	昭 55	RC	1	96	60	診断未実施
32		青葉会館	追分青葉	平 22	W	1	290	145	
33		花園若草会館	追分若草	平 15	W	1	113	80	
34		豊栄会館	追分豊栄	昭 51	W	1	95	70	診断未実施
35		明春辺会館	追分弥生	昭 58	W	1	115	80	
36		旭陽会館	追分向陽	平 11	S	1	309	120	
37		美園会館 〔農村文化センター〕	追分美園	平 9	S	1	397	120	

資料：安平町地域防災計画（平成28年10月改訂版）

(4) 公共建築物の耐震化の目標

国の基本方針及び道計画においては、多数利用建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とすることを目標としている。

本町においては、多数利用建築物に該当する公共建築物の耐震化率を、平成 32 年度までに少なくとも 95%にすることを目標とする。

また、災害対策拠点施設についても、優先的に耐震化に努めることとする。

本町の公共建築物で耐震改修促進法に規定する多数利用建築物 18 施設 24 棟のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に、

- ・適合する耐震性を有する公共建築物は、22 棟 (91.7%)
- ・適合しない耐震性が不十分な公共建築物は、2 棟 (8.3%)

目標とする耐震化率 95%に対して、平成 29 年度における本町の多数利用建築物に該当する公共建築物の耐震化率は 91.7%となっている。耐震性が不十分な多数利用建築物 2 施設 2 棟（早来公民館、追分若草町営住宅）については、表 5－4 に示す施設活用方針に基づいて計画的に手続きを進めることとし、平成 32 年度末までに耐震化率目標の達成を目指すこととする。

なお、災害対策拠点施設のうち、安平町役場早来庁舎については、表 5－4 に示す施設活用方針に基づいて平成 29 年度に耐震改修を実施済みである。

現況において耐震性を有さない災害対策拠点施設と指定避難所については、計画的に耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果、耐震化が必要と判断された建築物については、個々の状況に応じて、耐震補強、用途廃止（閉鎖）・解体、建て替えといった方針を検討組織により位置づけ、計画的な耐震化に努めるものとする。

その他の公共建築物については、その用途や規模、地域性等を勘案し、耐震診断の実施に努め、その結果に基づき、必要に応じた耐震化に努めるものとする。

なお、耐震診断を実施した施設については、その結果を公表し、施設を利用する住民に対して耐震性能に関する通知を行うものとする。

表 5－4 施設活用方針

施設名	建設年	耐震診断	耐震改修	施設活用方針
早来公民館 〔町民センター〕	昭 50	済・無	未	耐震診断の結果、耐震性を有しないと判定されている。また、安平町公共施設等総合管理計画においては、町民がより利用しやすい他の場所への集会機能の移転新築を視野に検討を進めると位置づけされている。このため、本施設については、本計画期間において耐震改修の実施又は施設の見直しを行う。
追分若草町営住宅	昭 54	未	未	仮に耐震補強を行った場合、耐震補強(改修)後の公共賃貸住宅に必要不可欠とされる共用空間(共用玄関、廊下、階段等)のバリアフリー化(段差解消、手すり設置、必要有効幅の確保等)及びエレベーター設置が困難であり、建物仕様要件を満たさないため、安平町公営住宅等長寿化計画に基づいて平成 32 年度までに用途廃止とする。このため耐震診断は実施しない。
安平町役場早来庁舎	昭 32	済・無	済	耐震診断の結果、耐震性を有しないと判定されたため、耐震改修工事を平成 29 年度に実施済。

（６）公共建築物の耐震化の取り組み方針

① 公共建築物の耐震化対応に関する検討組織による継続的な検討

各公共建築物の耐震化対応に関する検討組織を継続し、優先的に耐震化事業に着手すべき施設とその耐震化の方針（耐震補強、用途廃止（閉鎖）・解体、建て替え等）などに関する継続的な検討と、庁内・関係機関及び町内の合意形成を図るものとする。

検討組織においては、各施設の用途・役割や規模、及び耐震診断の評価結果及び耐震化に係る専門技術者等の意見を参考としながら、地域性を勘案した検討を進める。

② 検討組織等の検討結果に基づく、公共建築物の耐震化事業の実施

検討組織等により位置づけされた耐震化の方針等に基づき、平成 32 年度までに公共建築物で多数利用建築物、災害対策拠点施設及び指定避難所に該当する施設の耐震化に努めるものとする。

6. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組み方針

(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

① 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかで構成員である住民の生活基盤であり、また企業等においては経済活動の基盤でもある。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制にもつながることを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

② 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性など人命に関わる重要な責任を負っていることを認識し、住宅・建築物の所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとする。

③ 安平町の役割

町民の安全・安心を確保することは、安平町の重要な責務であり、相談体制の整備や適切な情報提供等、安心して耐震診断・改修が行える環境整備や住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めるものとする。

また、安平町は自ら所有・管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組むものとする。

さらに、北海道及び関係機関・建築関連団体等と連携し、耐震化に関する技術の研究・開発の成果や最新の情報・知識の普及啓発に努めるものとする。

（２）耐震化促進に向けた施策の基本的方向

① 施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の３つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開するものとする。

- １）住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- ２）耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- ３）耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

表６－１ 安平町の住宅・建築物の耐震化促進施策の体系

施策の基本的方向	施策内容
１）住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及	①地震防災マップ（揺れやすさマップ）の更新・公表 ②住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布 ③一般向けセミナー等の開催 ④町内会等との連携
２）耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	①耐震診断・改修に係る相談体制の整備 ②耐震診断・改修に係る情報提供の充実 ③耐震改修の促進を図るための支援 ④地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定 ⑤その他の地震時の安全対策の推進
３）耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	①専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内 ②地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）

② 重点的に耐震化を図る地域と建築物

１）重点的に耐震化を図る地域

本町は、地区別の揺れやすさの差異が小さいことから、重点的に耐震化を図る地域として全町域を指定する。

２）重点的に耐震化を図る建築物

ア）要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、次の既存耐震不適格建築物については、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、さらに、耐震診断の結果、耐震性が確保されていない建築物は耐震改修を行うよう努めなければならないとされている（耐震改修促進法附則第 3 条）。

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、大規模なもの
- ・小学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する者が利用する建築物のうち、大規模なもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う建築物のうち、大規模なもの

本町の公共建築物においては、早来中学校及び追分小学校が該当するが、各施設とも表 6－2 に示すとおり耐震診断と耐震改修工事が完了している。

なお、民間建築物については、これに該当する建築物は無い。

表6-2 安平町の要緊急安全確認大規模建築物の対応状況

No.	施設名	建設年	階数	延床面積 [㎡]	耐震診断 実施年	耐震改修 実施年
1	早来中学校	昭 47	3	5,016	平 22	平 22
2	追分小学校	昭 51	3	4,623	平 24	平 25

イ) 要安全確認計画記載建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、次の既存耐震不適格建築物については、耐震改修促進計画において指定された場合、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、さらに、耐震診断の結果、耐震性が確保されていない建築物は耐震改修を行うよう努めなければならないとされている（耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号、同第 2 号、同法第 6 条第 3 項第 1 号）。

- ・都道府県の耐震改修促進計画において義務付け対象と指定された防災拠点建築物
- ・都道府県の耐震改修促進計画において義務付け対象と指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物
- ・市町村の耐震改修促進計画において義務付け対象と指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

北海道耐震改修促進計画では義務付け対象となる道路を指定していない。

また、本町は本計画において地震時に通行を確保すべき道路を指定していない。

ウ) 特定既存耐震不適格建築物

次の既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び必要なときは耐震改修を行うよう努力義務が課されている（耐震改修促進法第 14 条）。

- ・学校、病院、店舗、旅館等の多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

（3）地震時に通行を確保すべき道路の指定

都道府県及び市町村は、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止する観点から、「地震時に通行を確保すべき道路」を指定することができる（耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号、同第 3 号、同法第 6 条第 3 項）。

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路を位置付けている。北海道耐震改修促進計画では、これらを耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。

市町村においては、耐震改修促進法第 6 条第 3 項により、地震時に通行を確保すべき道路を「耐震改修促進計画」に定めることができるとされているが、本町においては「地震時に通行を確保すべき道路」を指定していない。

7. 安平町の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

(1) 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

① 地震防災マップ（揺れやすさマップ）の更新・公表

住宅・建築物所有者等の意識の啓発を図るため、発生のおそれがある地震による危険性の程度を記載した地震防災マップ（揺れやすさマップ）を、更新・公表する。

② 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布

住宅所有者向けに「誰でもできるわが家の耐震診断（（財）日本建築防災協会）」や「地震に強い家づくり（北海道建設部住宅局建築指導課）」等のパンフレットなどを活用し普及啓発資料を配布する。

③ 一般向けセミナー等の開催

町民に対して、建築物防災週間（8月30日～9月5日、3月1日～7日）等の各種行事やイベント等の機会を利用し、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図る。

④ 町内会等との連携

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

町は、町内会等に対して、耐震診断や耐震改修の普及啓発資料を配布する。

(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

① 耐震診断・改修に係る相談体制の整備

町では施設課を建築相談窓口として住宅建築・リフォーム等の各種相談に応じているが、耐震診断・改修に係る相談等にも対応することとし、引き続き窓口の充実を図る。

また、北海道が実施している戸建て住宅を対象とした無料耐震診断（胆振総合振興局管内においては胆振総合振興局が対応窓口）や、本町が実施している「安平町住宅リフォーム助成制度」を活用した耐震改修（表7-1参照）、住宅に係る耐震改修促進税制の案内・相談を継続する。

② 耐震診断・改修に係る情報提供の充実

町のホームページを活用し、地震防災対策に関する普及啓発等、耐震診断・改修等に係る情報提供を継続するとともに、その充実を図る。

③ 耐震改修の促進を図るための支援

本町では、リフォームの機会に併せて耐震改修工事に取り組みやすい環境の整備を目的として、平成26年度に「安平町住宅リフォーム助成制度」を創設したところであるが、平成29年3月に策定された「第2次安平町総合計画」において、移住・定住を促すために町内空き家の活用施策を展開するとともに、当該助成制度の拡充や見直しについて検討することが示された。このため、当該助成制度を活用した耐震改修の支援を継続するとともに、制度の利用状況、耐震改修の促進状況を勘案したうえで、助成対象工事範囲の見直し等の制度拡充について検討する。

また、平成18年度の税制改正により、個人が住宅の耐震改修をした場合に適用可能となる「住宅に係る耐震改修促進税制」として、所得税控除及び固定資産税減税の時限付き特例措置が創設された。

その後、幾度かの特例措置延長・拡充を経て、平成30年度の税制改正時点においては、耐震改修の実施により表7-2に示す税制特例が適用可能となっている。

表7-1 安平町住宅リフォーム助成制度

対象工事	・バリアフリー改修工事(通路拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など) ・耐震補強工事(昭和56年5月31日以前に着工された住宅) ・町が定めた基準以上の断熱・省エネ改修工事
対象者	・町内に住所を有する方、または安平町に移住をされる方 ・5年以上居住することを確約できる方 ・町税等を滞納していない方 ・暴力団等に属していない方
対象住宅	・自らが所有する町内にある専用・併用住宅 ・築後10年を経過している住宅 ・建築基準法等を遵守した住宅 ・町内の業者がリフォームする住宅
助成額	・対象工事の税込額が10万円以上のリフォームの2分の1(最高150万円) ・18歳以下の子ども的人数によって助成額を加算(上限あり)

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または、耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること

表7-2 耐震改修を行った場合に適用できる税制特例(平成30年度税制)

対象となる税	税制特例	対象期間	控除額、軽減額	主な要件	手続き等
所得税	投資型減税	1年分	工事費等の10%	・工事の内容・費用、住宅、居住者等	工事完了後の確定申告で要件を満たす工事を行ったことを税務署へ申告
	ローン型減税	5年分	性能向上リフォーム工事費の2%及び毎年年末のリフォームローン残高の1%	・償還期間5年以上のリフォームローン ・工事の内容・費用、住宅、居住者等	
	住宅ローン減税	10年分	毎年年末のリフォームローン残高の1%	・償還期間10年以上のリフォームローン ・工事の内容・費用、住宅、居住者等	
固定資産税	固定資産税の減額措置	1年度分又は2年度分	家屋の固定資産税の1/2又は1/3	・工事の内容・費用、住宅、居住者等	工事完了後3ヶ月以内に要件を満たすリフォームを行ったことを市区町村へ申告
贈与税	贈与税の非課税措置	1年分	贈与の一定額までが非課税	・工事の内容・費用、住宅、居住者等	リフォームを行った翌年の贈与税の申告期間に要件を満たす工事を行ったことを税務署へ申告

資料：(一社)住宅リフォーム推進協議会『住宅リフォームの税制の手引き』(平成29年10月版)

④ 地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の第一次緊急輸送道路区分の道路については、「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。町では、これら指定道路を、本計画及び地震防災マップ（揺れやすさマップ）により周知・公表する。

⑤ その他の地震時の安全対策の推進

ブロック塀の安全対策、ガラスの飛散対策、大規模空間をもつ建築物の天井落下防止対策及びエレベーター閉じ込め防止対策のため、町では被害の発生のおそれのある建築物等を把握するとともに、建築物所有者等に必要な対策を講じるように指導する。

（３）耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

① 専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内

町内の専門技術者育成のために、北海道や（財）北海道建築指導センター等が開催する耐震診断技術講習会・性能向上リフォーム・応急危険度判定士講習会等の案内・紹介を行い、積極的な参加を促す。

② 地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）

地震により建築物・宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合、町は判定実施本部等を設置し、北海道と連携し、全国に対して応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等の必要な措置を講じる。

8. 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなった。

このため、所管行政庁（本町においては、北海道）と十分な調整を行い、連携を図りながら、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行い、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めるものとする。

(2) 建築基準法に基づく勧告または命令

北海道では、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策をとらなかった場合には、必要に応じて建築基準法に基づく勧告、命令を行うこととしていることから、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、北海道と十分な調整を行い、連携を図りながら対応していくものとする。

(3) 所管行政庁との連携

安平町における所管行政庁は、北海道である。

安平町は、建築物の耐震化を促進するために、所管行政庁である北海道と十分な連絡調整を行い、連携しながら、効果的な指導や対策等に取り組んでいく。

※ 耐震改修促進法における定義：「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

9. 計画の推進に関する事項

（１）北海道及び関係団体との連携について

北海道では、平成 18 年 3 月に、道、市町村及び建築関係団体が住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置した。

安平町は、その会議に参加し、耐震化に関する情報を取得しながら、建築物の耐震化に向けて取り組んでいくものとする。

（２）安平町の計画推進体制について

安平町の今後の庁内体制として、必要と認められる場合には関係部局による耐震改修促進会議を開催し、計画の推進に向けて所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化に取り組んでいく。

《付録》揺れやすさマップ

